

山口県本人確認情報保護審議会

参考資料

【参考資料目次】

資料番号		頁
1	住民基本台帳法第 36 条の 2 又は第 30 条の 29 の解釈について -----	1
2	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用事務 -----	6
3	チェックリストによる点検結果集計表（5 月） -----	17
4	個人情報保護法制の概要 -----	25
5	県内市町村における個人情報保護対策等制度化状況 -----	28
6	住民基本台帳法（2 次稼働関係） -----	29
7	住基カードの発行等の状況 -----	31
8	公的個人認証サービス制度について -----	32
9	山口県本人確認情報保護審議会条例 -----	35
10	住民基本台帳ネットワークシステム第 2 次サービスについて -----	37

事 務 連 絡

平成15年7月10日

各都道府県

住民基本台帳ネットワークシステム担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

住民基本台帳法第36条の2及び第30条の29の解釈について

住民基本台帳ネットワークシステムの運営及び構築については、日ごろから御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第36条の2及び第30条の29の解釈は下記のとおりであり、本日開催された第5回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会において説明しましたので、参考までにお送りいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村にも御連絡いただきますようよろしく願います。

記

住民基本台帳法第36条の2又は第30条の29の規定により住民基本台帳ネットワークシステムからの離脱又は不接続を行うことはできず、住民基本台帳法違反となる。

なお、住民基本台帳ネットワークシステム第一次稼働の際の緊急対策は、住民基本台帳ネットワークシステムからの離脱又は不接続を行ったものではない。（別添資料参照）

住民基本台帳法第36条の2又は第30条の29の規定を根拠として住民基本台帳ネットワークシステムからの離脱又は不接続を行うことは違法

1 はじめに

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、本人確認情報の都道府県知事への通知（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の5）、住所地以外の市町村における住民票の写しの交付（法第12条の2）、転入転出手続の特例（法第24条の2）等の事務を行うものとされている。また、都道府県知事は、市町村長から通知を受けた本人確認情報の磁気ディスクへの記録（法第30条の5）、本人確認情報の指定情報処理機関への通知（法第30条の11）等の事務を行うものとされている。これらの事務は電気通信回線を通じて行うこととされており、市町村長及び都道府県知事は住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を運用し、法で定める上記の本人確認情報の通知等の事務を行う義務があるところである。

他方、法第36条の2及び第30条の29の規定により、市町村長及び都道府県知事は、住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。

2 問題の所在とこれに対する考え方

(1) 住基ネットからの個人情報の漏えい等のおそれを理由として、法第36条の2又は第30条の29を根拠として住基ネットから離脱又は不接続を行うことも合法であるとの見解が主張されている。しかしながら、これらの規定は、法に定める事務を実施することを前提として住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべきことを規定したものであり、また、住基ネットについては、制度面、技術面及び運用面において個人情報保護のための措置が講じられていることを考えあわせても、この規定を根拠として市町村長又は都道府県知事の判断で、住基ネットを運用せず、法に定める本人確認情報の通知等の事務を行わないとすること（いわゆる住基ネットからの離脱又は不接続）はできないものである。

(2) なお、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号。以下「住基ネットセキュリティ基準」という。）においては、都道府県、市町村及び指定情報処理機関は緊急時対応計画を定め、ファイアウォールで不正アクセスの徴候を発見したときなど本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象が確認され、本人確認情報の漏えい等の危険が具体的に発生した場合には、相互に連絡調整を行い、被害拡大を防止するための措置等を講ずることとされている。こうした場合の応急的

な措置として、市町村長又は都道府県知事が、住基ネットとの切断等の措置を講ずることまでは否定されないが、かかる具体的な危険性が現実化していない場合に、住基ネットを運用せず法に定める事務を行わないとすることはできないものである。

したがって、単に庁内LANがインターネットに接続していること等をもって、住基ネットを運用せず法に定める事務を行わないとすることは違法である。

3. 住基ネット第一次稼働の際の緊急対策について

総務省においては、昨年8月5日の住基ネットの第一次稼働に際し、全市町村を対象に住基ネットと接続する既設ネットワークの安全性について点検を実施し、一定のセキュリティ対策を講じていることを確認できなかった市町村に対しては、改善のための支援を実施したところであるが、この緊急対策について、法第36条の2に基づき市町村長の判断で住基ネットからの一時的な離脱又は不接続を行ったものであるとの見解がある。

しかしながら、この緊急対策は、一定のセキュリティ対策を講じていることを確認できなかった市町村に対して、

- ① 住基ネットと接続した既設ネットワークについて、外部のネットワークとの接続を遮断する措置を講じること
- ② ①の措置を講じることが困難な場合には、既存住基システムとコミュニケーションサーバの間を業務時間中遮断し、業務時間終了後、本人確認情報の更新を行うときのみ、接続を行う措置を講じること

を要請したものである。

特に②の措置については、住基ネットの運用を前提として、各市町村のコミュニケーションサーバと既存住民基本台帳システムとの接続方式の一つである媒体交換方式と同様の対応がとられるよう（市町村のコミュニケーションサーバと既存住民基本台帳システムとの接続方式には、回線接続方式と媒体交換方式の2種類がある）、各市町村のコミュニケーションサーバと既存住民基本台帳システムとの間の電気通信回線の接続時間を限定し、その中で法に定める事務を実施すべきことを、法第31条第1項の規定により指導したものである。

したがって、コミュニケーションサーバを停止したり、また、コミュニケーションサーバと住基ネットを切断したりすることなどにより、住基ネットを運用せず、法に定める事務を行わないとすること（いわゆる住基ネットからの離脱又は不接続）としたものではない。

(参考)

住基ネットの個人情報保護のための措置は以下のとおりである。

① 制度面の措置

法において、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報を本人確認情報に限定している（法第30条の5及び第30条の11）。なお、本人確認情報のうち、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所については、何人でも閲覧を請求することができる情報であり（法第11条）、住民票コードについては、理由のいかんを問わず、その変更を請求することができるものであること（法第30条の3）。

また、法においては、住基ネットから本人確認情報の提供を受ける行政機関及び事務は、法に規定されているものに限定し、受領した本人確認情報の目的外の利用を禁止すること（法第30条の7、第30条の8及び第30条の34）、市町村、都道府県、指定情報処理機関及び本人確認情報の提供を受けた行政機関のシステム操作者等（委託業者を含む。）に対し守秘義務を課するとともに、当該義務に違反した場合の罰則を国家公務員法（昭和22年法律第120号）第109条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条に規定する罰則（1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）に比して加重すること（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）（法第30条の17、第30条の31及び第30条の35並びに第42条）等の措置を講じている。

② 技術面及び運用面の措置

市町村、都道府県、指定情報処理機関及び本人確認情報の提供を受けた行政機関は、住基ネットセキュリティ基準等に基づき、住基ネットに係る事務処理体制や環境・設備の整備、管理及び運用の適正化等の措置を講じている。具体的には、市町村におけるコミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線を使用すること、必要な部分にファイアウォールを設置し通信制御を行うこと、通信相手相互の認証を行うこと、交換するデータの暗号化を実施すること、端末機の取扱いに際し、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード及び暗証番号により確認すること等の措置を講じている。

○住民基本台帳法

(昭和四十二年七月二十五日)
法律第八十一号

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

本人確認情報の利用事務

1 本人確認情報の提供

都道府県知事は、法（及び条例）に定める機関から法（及び条例）に定める事務の処理に関し求めがあったときに限り、本人確認情報を提供し、又は自らの都道府県において利用することができる（住民基本台帳法第30条の7、第30条の8）

(1) 本人確認情報

4情報（住所、氏名、生年月日、性別）、住民票コード、これらの変更情報

(2) 本人確認情報の提供

本人確認情報の提供先及びこれを利用する事務については、住民基本台帳法及び政令で規定

提供先等	住民基本台帳法	住基法別表
国の機関又は法人	第30条の7第3項	第1
区域内の市町村	第30条の7第4項	第2
他の都道府県	第30条の7第5項	第3
他の都道府県の市町村	第30条の7第6項	第4
都道府県での利用	第30条の8	第5

(3) 本人確認情報利用事務

1次稼働 (平成14年8月5日) (例) 恩給の支給事務、公務員の共済給付の支給事務、建設業の許可等	93 事務
行政手続オンライン化関係三法による利用事務の追加 (平成15年2月3日) (例) 一般旅券の発給事務、国民年金・厚生年金の支給事務、自動車登録事務、電気工事士免状の交付、公営住宅入居資格者の確認等	264 事務 (171 増)

※ 264事務については、別紙のとおり

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用事務

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる事務	利用者	備考
別表第1・第3・第5	特定非営利活動促進法	(平成10年法律第7号)	特定非営利活動法人の設立の認証	内閣府・都道府県知事	
別表第1	保険業法	(平成7年法律第105号)	生命保険募集人又は損害保険代理店の登録 保険仲立人の登録	金融庁又は財務省 金融庁又は財務省	
別表第1	証券取引法	(昭和23年法律第25号)	証券会社の登録 外務員の登録 証券業協会の設立の認可 投資者保護基金の設立の認可 証券取引所の免許 証券金融会社の免許	金融庁又は財務省 金融庁又は財務省 金融庁又は財務省 金融庁又は財務省 金融庁又は財務省 金融庁又は財務省	
別表第1	外国証券業者に関する法律	(昭和46年法律第5号)	外国証券会社の営業の登録	金融庁又は財務省	
別表第1	投資信託及び投資法人に関する法律	(昭和26年法律第198号)	投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業の認可 投資法人の設立の届出 投資法人の登録	金融庁又は財務省 金融庁又は財務省 金融庁又は財務省	
別表第1	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	(昭和61年法律第74号)	投資顧問業者の登録	金融庁又は財務省	
別表第1	金融先物取引法	(昭和63年法律第77号)	金融先物取引市場の開設の免許	金融庁又は財務省	
別表第1・第3・第5	貸金業の規制等に関する法律	(昭和58年法律第32号)	貸金業者の登録	金融庁又は財務省・都道府県知事	
別表第1	抵当証券業の規制等に関する法律	(昭和62年法律第114号)	抵当証券業者の登録	金融庁又は財務省	
別表第1	資産の流動化に関する法律	(平成10年法律第105号)	特定目的会社の業務開始の届出	金融庁又は財務省	
別表第1	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	(平成10年法律第105号)	特定目的会社の変更の届出	金融庁又は財務省	
別表第1	商品投資に係る事業の規制に関する法律	(平成3年法律第66号)	商品投資販売業の許可	金融庁若しくは財務省、農林水産省又は経済産業省	
別表第1	特定債権等に関する法律	(平成4年法律第77号)	特定債権等譲受業の許可 小口債権販売業の許可	金融庁若しくは財務省又は経済産業省 金融庁若しくは財務省又は経済産業省	
別表第1	公認会計士法	(昭和23年法律第103号)	監査法人の定款の変更の認可	金融庁又は財務省	
別表第1	株券等の保管及び振替に関する法律	(昭和59年法律第30号)	保管振替機関の指定	金融庁又は法務省	
別表第1	前払式証券の規制等に関する法律	(平成元年法律第92号)	前払式証券第三者型発行者の登録	金融庁又は財務省	
別表第1・第3・第5	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)	(大正12年法律第48号)	年金である給付の支給	総務省・都道府県知事	
別表第1	執行官法	(昭和41年法律第111号)	年金である給付の支給	総務省	
別表第1	国会議員互助年金法	(昭和33年法律第70号)	年金である給付の支給	総務省	
別表第1	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法	(昭和37年法律第152号) (昭和37年法律第153号)	年金である給付の支給	地方公務員共済組合	

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる事務	利用者	備考
別表第1	消防団員等公務員災害補償等責任共済等に関する法律	(昭和31年法律第107号)	消防設備士免状の交付	都道府県知事	
別表第2・第4	消防団員等公務員災害補償等責任共済等に関する法律 消防組織法	(昭和22年法律第226号)	消防団員等福祉事業の実施 非常勤消防団員に係る損害補償 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	消防団員等公務員災害補償基金又は同法第2条第3項に規定する指定法 市町村長 市町村長	
別表第1	司法試験法	(昭和24年法律第140号)	司法試験の第二次試験の実施	司法試験管理委員会	
別表第1	不動産登記法	(明治32年法律第24号)	不動産の表示の登記 所有権の保存の登記	法務省 法務省	
別表第1	船舶法	(明治32年法律第46号)	登記	法務省	
別表第1	工場抵当法(鉱業抵当法、漁業財団抵当法、港湾運送事業法により準用する場合を含む。)	(明治38年法律第54号)	所有権の保存の登記	法務省	
別表第1	立木に関する法律	(明治42年法律第22号)	所有権の保存の登記	法務省	
別表第1	道路交通事業抵当法	(昭和27年法律第204号)	所有権の保存の登記	法務省	
別表第1	建設機械抵当法	(昭和29年法律第97号)	登記	法務省	
別表第1	観光施設財団抵当法	(昭和43年法律第91号)	所有権の保存の登記	法務省	
別表第1	後見登記等に関する法律	(平成11年法律第152号)	後見登記の変更の登記	法務省	
別表第1	供託法	(明治32年法律第15号)	供託物の還付 供託物の取戻し	法務省 法務省	
別表第1	出入国管理及び難民認定法	(昭和26年政令第319号)	在留資格証明書等の交付	法務省	
別表第1・第5	旅券法	(昭和26年法律第267号)	一般旅券の発給	外務省・都道府県知事	
別表第1・第5	旅券法	(昭和26年法律第267号)	一般旅券の再発給	外務省・都道府県知事	
別表第1	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	(昭和33年法律第128号) (昭和33年法律第129号)	一般旅券の渡航先の追加 一般旅券の記載事項の訂正 一般旅券の査証欄の増補	都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事	
別表第1	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	(昭和25年法律第256号)	年金である給付の支給	国家公務員共済組合連合会	
別表第1	厚生年金保険法等の一部を改正する法律	(平成8年法律第82号)	年金である給付の支給	国家公務員共済組合連合会	
別表第1	関税法	(昭和29年法律第61号)	年金である給付に係る権利の決定 貨物の授受を目的とする船舶又は航空機への交通の許可	同法附則第32条第2項に規定する存続組合・同法附則第48条第1項に規定する指定基金 財務省	
別表第1	たばこ事業法	(昭和59年法律第68号)	特定販売業者の登録 卸販売業者の登録 小売販売業者の許可	財務省 財務省 財務省	
別表第1	塩事業法	(平成8年法律第39号)	塩製造業者の登録	財務省	

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる事務	利用者	備考
			塩特定販売業者の登録	財務省	
			塩卸売業者の登録	財務省	
			特殊用塩等製造業者の届出	財務省	
			特殊用塩特定販売業者の届出	財務省	
別表第1	私立学校教職員共済法	(昭和28年法律第245号)	年金である給付の支給	日本私立学校振興・共済事業団	
別表第1	博物館法	(昭和26年法律第235号)	学芸員の資格の認定	文部科学省	
別表第1	技術士法	(昭和58年法律第25号)	技術士試験の実施	文部科学省又は同法第11条第1項に規定する指定試験機関	
別表第1	技術士法	(昭和58年法律第25号)	技術士の登録	文部科学省又は同法第40条第1項に規定する指定登録機関	
別表第1	技術士法	(昭和58年法律第25号)	技術士補の登録	文部科学省又は同法第40条第1項に規定する指定登録機関	
別表第1	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	(昭和32年法律第167号)	第一種放射線取扱主任者免状の交付	文部科学省	
別表第1	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律	(昭和31年法律第86号)	第二種放射線取扱主任者免状の交付	文部科学省	
別表第1	著作権法	(昭和45年法律第48号)	翻訳権七年強制許諾に係る日本語の翻訳物の発行の許可	文化庁	
別表第1	著作権法	(昭和45年法律第48号)	著作物の実名の登録	文化庁又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第5条第1項に規定する指定登録機関	
別表第1	著作権法	(昭和45年法律第48号)	著作権の登録	文化庁	
別表第1	著作権等管理事業法	(平成12年法律第131号)	出版権の登録	文化庁	
別表第1	美術品の美術館における公開の促進に関する法律	(平成10年法律第99号)	著作権等管理事業者の登録	文化庁	
別表第2・第4	予防接種法	(昭和23年法律第68号)	美術品の登録	文化庁	
別表第2・第3・第4・第5	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律	(平成6年法律第117号)	予防接種による疾病、障害又は死亡に対する給付の支給	市町村長	
別表第1	薬事法	(昭和35年法律第145号)	医療特別手当の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
別表第1	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法	(昭和54年法律第55号)	特別手当の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
別表第1	労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)	原子爆弾小頭症手当の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
			健康管理手当の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
			保健手当の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
			介護手当の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
			葬祭料の支給	広島市又は長崎市の長・都道府県知事	
別表第1	別表第1	(昭和35年法律第145号)	外国製造医薬品等の製造の承認	厚生労働省	
別表第1	別表第1	(昭和54年法律第55号)	救済給付の支給	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	
別表第1	別表第1	(昭和47年法律第57号)	同法第12条第1項の免許	厚生労働省	
			同法第14条の免許	厚生労働省	
			同法第61条第1項の免許	厚生労働省	

別表	法律名	法令番号	法列表に掲げる事務	利用者	備考
別表第1	労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)	同法第75条第2項に規定する免許試験の実施	厚生労働省又は同法第75条の2第1項に規定する指定登録機関	
別表第1	作業環境測定法	(昭和50年法律第28号)	作業環境測定士の登録	厚生労働省又は同法第32条の2第2項に規定する指定登録機関	
別表第1	労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第50号)	業務災害に関する保険給付の支給 通勤災害に関する保険給付の支給 労働福祉事業の実施	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	
別表第1	賃金の支払の確保等に関する法律	(昭和51年法律第34号)	同法第7条の労働基準監督署長の確認	厚生労働省	
別表第1	職業安定法	(昭和22年法律第141号)	有料職業紹介事業の許可 無料職業紹介事業の許可	厚生労働省 厚生労働省	
別表第1	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	(昭和60年法律第88号)	一般労働者派遣事業の許可 特定労働者派遣事業の届出	厚生労働省 厚生労働省	
別表第1	雇用対策法	(昭和41年法律第132号)	職業転換給付金の支給	厚生労働省	
別表第1	雇用保険法	(昭和49年法律第116号)	基本手当の支給 高齢求職者給付金の支給 特例一時金の支給	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	
別表第1	雇用保険法	(昭和49年法律第116号)	教育訓練給付金の支給 高齢雇用継続基本給付金の支給 高齢再就職給付金の支給	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	
別表第1	雇用保険法	(昭和49年法律第116号)	同法第62条の雇用安定事業の実施 同法第63条の能力開発事業の実施 同法第64条の雇用福祉事業の実施	厚生労働省又は雇用・能力開発機構 厚生労働省又は雇用・能力開発機構 厚生労働省又は雇用・能力開発機構	
別表第1・第3・第5	職業能力開発促進法	(昭和44年法律第64号)	技能検定の合格証書の交付(技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第64条第2項の政令で定めるものに限る。))	厚生労働省・都道府県知事	
別表第3・第5	職業能力開発促進法	(昭和44年法律第64号)	職業訓練指導員の免許 職業訓練指導員試験の実施	都道府県知事 都道府県知事	
別表第5	児童扶養手当法	(昭和36年法律第238号)	児童扶養手当の支給	都道府県知事	
別表第5	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	(昭和39年法律第134号)	特別児童扶養手当の支給	都道府県知事	

別表	法律名	法令番号	法列表に掲げる事務	利用者	備考
別表第5	国民年金法等の一部を改正する法律	(昭和60年法律第34号)	障害児福祉手当の支給	都道府県知事	
別表第1	戦傷病者戦没者遺族等援護法	(昭和27年法律第127号)	特別障害者手当の支給	都道府県知事	
別表第1	健康保険法	(大正11年法律第70号)	年金である給付の支給	厚生労働省	
別表第1	船員保険法	(昭和14年法律第73号)	日雇特別被保険者手帳の交付	社会保険庁	
別表第1	厚生年金保険法	(昭和29年法律第115号)	年金である給付に係る権利の裁定	社会保険庁	
別表第1	厚生年金保険法等の一部を改正する法律	(平成8年法律第82号)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第16条第3項及び第7項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定	社会保険庁	
別表第1	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律	(平成13年法律第101号)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定	社会保険庁	
別表第1	国民年金法	(昭和34年法律第141号)	被保険者の資格の取得の届出	社会保険庁	
別表第1	卸売市場法	(昭和46年法律第35号)	年金である給付に係る権利の裁定	社会保険庁	
別表第1	商品取引所法	(昭和25年法律第239号)	中央卸売市場における卸売の業務の許可 商品取引所の設立の許可 指定井済機関の指定	農林水産省 農林水産省又は経済産業省 農林水産省又は経済産業省 農林水産省又は経済産業省 農林水産省又は経済産業省	
別表第1	商品投資に係る事業の規制に関する法律	(平成3年法律第66号)	商品先物取引協会の設立の認可	農林水産省又は経済産業省	
別表第3・第5	家畜商法	(昭和24年法律第208号)	家畜商の登録	都道府県知事	
別表第5	家畜商法	(昭和24年法律第208号)	家畜商の免許	都道府県知事	
別表第1	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律	(平成13年法律第101号)	年金である給付の支給	農林漁業団体職員共済組合	
別表第1	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	(平成6年法律第113号)	出荷取扱業の登録 米穀の輸入数量の届出	農林水産省 農林水産省	
別表第3・第5	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	(平成6年法律第113号)	販売業の登録	都道府県知事	
別表第5	林業種苗法	(昭和45年法律第89号)	生産事業者の登録	都道府県知事	
別表第1	森林法	(昭和26年法律第249号)	保安林の(通常の)指定 海岸保全区域内の森林の指定	農林水産省 農林水産省	

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる専務	利用者	備考
別表第1・第3・第5	森林法	(昭和26年法律第249号)	農林水産大臣による保安林の指定の解除 農林水産大臣による公益上の理由による保安林の指定の解除	農林水産省 農林水産省	
別表第3・第5	森林法	(昭和26年法律第249号)	保安林の指定施業要件の変更	農林水産省・都道府県知事	
別表第1	計量法	(平成4年法律第51号)	重要流域以外の流域内の民有林の保安林への指定 その他の民有林の保安林への指定	都道府県知事 都道府県知事	
別表第1・第3・第5	計量法	(平成4年法律第51号)	都道府県知事による保安林の指定の解除 都道府県知事による保安林の指定の解除	都道府県知事 都道府県知事	
別表第1	計量法	(平成4年法律第51号)	農林水産大臣への保安林の指定又は指定の解除の申請の経由	都道府県知事	
別表第3・第5	計量法	(平成4年法律第51号)	特定計量器製造専業の届出	経済産業省	
別表第1	計量法	(平成4年法律第51号)	特定計量器修理専業の届出	経済産業省・都道府県知事	
別表第1	計量法	(平成4年法律第51号)	特殊容器製造専業者の事業の承継の届出	経済産業省	
別表第3・第5	計量法	(平成4年法律第51号)	承継製造専業者の事業の承継の届出	独立行政法人産業技術総合研究所又は 日本電気計器検定所	
別表第2・第3・第4・第5	大規模小売店舗立地法	(平成10年法律第91号)	特定計量器製造専業の届出の経由	都道府県知事	
別表第1	アルコール専業法	(平成12年法律第36号)	特定計量器販売専業の届出 同法第168条の8の規定により都道府県知事が行うこととされた専務の実施 大規模小売店舗の新設に関する届出	都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事 指定都市の長・都道府県知事	
別表第1	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	(平成13年法律第64号)	アルコール製造専業の許可 アルコール輸入業の許可	経済産業省 経済産業省	
別表第2・第4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	(平成13年法律第64号)	アルコール販売専業の許可 アルコール使用の許可	経済産業省 経済産業省	
別表第3・第5	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	(平成13年法律第64号)	フロン類の破壊業の許可	経済産業省又は環境省	
別表第1	鉱業法	(昭和25年法律第289号)	同法第80条第4項の規定により同項の政令で定める市が行うこととされたものの実施 第一種フロン類回収業者の登録 第二種特定製品引取業者の登録 第二種フロン類回収業者の登録 鉱業権の設定の出願の許可 鉱業権の設定等の鉱業原簿への登録 租鉱権の設定の認可 租鉱権の設定等の鉱業原簿への登録	同法第80条第4項の政令で定める市 都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事 経済産業省 経済産業省 経済産業省 経済産業省	

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる事務	利用者	備考
別表第1	深海底鉱業暫定措置法	(昭和57年法律第64号)	深海底鉱業の許可	経済産業省	
別表第1	石油の備蓄の確保等に関する法律	(昭和50年法律第96号)	石油輸入業の登録	経済産業省	
別表第1	火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)	甲種火薬類製造保安責任者免状及び乙種火薬類製造保安責任者免状の交付に係る試験の実施	経済産業省又は同法第31条の3第1項に規定する指定試験機関	
別表第1・第3・第5	火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)	丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付に係る試験の実施	同法第31条の3第1項に規定する指定試験機関又は都道府県知事	
別表第1	高圧ガス保安法	(昭和42年法律第149号)	液化石油ガス設備士免状交付事務の実施	高圧ガス保安協会	
別表第1	電気工事士法	(昭和35年法律第139号)	特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付	経済産業省	
別表第3・第5	電気工事士法	(昭和35年法律第139号)	電気工事士免状の交付	都道府県知事	
別表第1・第3・第5	電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年法律第96号)	電気工事業の登録	経済産業省・都道府県知事	
別表第3・第5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	(昭和42年法律第149号)	液化石油ガス設備士免状の交付	都道府県知事	
別表第1	特定家庭用機器再商品化法	(平成10年法律第97号)	特定家庭用機器廃棄物の再商品化の認定	経済産業省又は環境省	
別表第1・第3・第5	建設業法	(昭和24年法律第100号)	建設業の許可	国土交通省・都道府県知事	
別表第1	建設業法	(昭和24年法律第100号)	技術検定の実施	国土交通省又は同法第27条の2第1項に規定する指定試験機関	
別表第1	建設業法	(昭和24年法律第100号)	監理技術者資格者証の交付	国土交通省又は同法第27条の1第1項に規定する指定資格者証交付機関	
別表第1	浄化槽法	(昭和58年法律第43号)	浄化槽設備士免状の交付	国土交通省	
別表第3・第5	浄化槽法	(昭和58年法律第43号)	浄化槽工事業の登録	都道府県知事	
別表第1・第3・第5	宅地建物取引業法	(昭和27年法律第176号)	宅地建物取引業の免許	国土交通省・都道府県知事	
別表第3・第5	宅地建物取引業法	(昭和27年法律第176号)	宅地建物取引主任者資格の登録	都道府県知事	
別表第3・第5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成12年法律第104号)	解体工事業者の登録	都道府県知事	
別表第1	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	(平成12年法律第149号)	マンション管理士の登録	国土交通省又は同法第36条に規定する指定登録機関	
別表第1	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	(平成12年法律第149号)	マンション管理業の登録	国土交通省	
別表第1	旅行業法	(昭和27年法律第239号)	管理業務主任者の登録	国土交通省	
別表第1	旅行業法	(昭和27年法律第239号)	旅行業の登録	国土交通省	
別表第1	旅行業法	(昭和27年法律第239号)	旅行業務取扱主任者試験の実施	国土交通省又は同法第22条の2第2項に規定する旅行業協会	
別表第3・第5	旅行業法	(昭和27年法律第239号)	同法第24条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施	都道府県知事	
別表第5	通訳案内業法	(昭和24年法律第210号)	通訳案内業の免許	都道府県知事	
別表第1	地域広域統括能力を活用した行事の実施による観光及び特定地域の商工業の振興に関する法律	(平成4年法律第88号)	地域広域統括能力等通訳案内業の認定	国土交通省又は同法第12条第1項に規定する指定認定機関	

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる事務	利用者	備考
別表第1	国際観光ホテル整備法	(昭和29年法律第269号)	ホテルの登録 旅館の登録	国土交通省又は国際観光ホテル整備法第19条第1項に規定する指定登録機関 国土交通省又は国際観光ホテル整備法第19条第1項に規定する指定登録機関 国土交通省	
別表第1	不動産の鑑定評価に関する法律	(昭和38年法律第152号)	不動産鑑定士試験の実施	国土交通省・都道府県知事	
別表第1・第3・第5	不動産の鑑定評価に関する法律	(昭和38年法律第152号)	不動産鑑定業者の登録	都道府県知事	
別表第3・第5	不動産の鑑定評価に関する法律	(昭和38年法律第152号)	不動産鑑定業者の登録の経由	国土交通省	
別表第1	不動産の鑑定評価に関する法律	(昭和38年法律第152号)	不動産鑑定士の登録	国土交通省	
別表第2・第3・第4・第5	公営住宅法	(昭和26年法律第193号)	公営住宅の家賃の決定 公営住宅の入居者資格の承認	市町村長・都道府県知事	
別表第2・第3・第4・第5	高齢者の居住の安定確保に関する法律	(平成13年法律第26号)	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定 終身建物賃借事業の認可	指定都市又は中核市の長、都道府県知事 指定都市又は中核市の長、都道府県知事 国土交通省	
別表第1	建築基準法	(昭和25年法律第201号)	建築基準適合判定資格者の登録	都道府県知事	
別表第3・第5	建築基準法	(昭和25年法律第201号)	建築基準適合判定資格者の登録の申請その他登録に関する国土交通大臣への書類の提出の経由	都道府県知事	
別表第1	建築士法	(昭和25年法律第202号)	一級建築士の免許	国土交通省	
別表第3・第5	建築士法	(昭和25年法律第202号)	二級建築士の免許	都道府県知事	
別表第5	建築士法	(昭和25年法律第202号)	不道建築士の免許	都道府県知事	
別表第1	道路運送車両法	(昭和26年法律第185号)	自動車の変更登録 自動車の新規検査	国土交通省	
別表第1	自動車損害賠償保障法	(昭和30年法律第97号)	自動車の新規検査 検査対象外軽自動車の使用の届出	国土交通省	
別表第1	港湾運送事業法	(昭和26年法律第161号)	自動車の運行によって受けた損害のてん補	国土交通省	
別表第1	船舶法	(明治32年法律第46号)	検数人、鑑定人又は検査人の登録 船舶国籍証書の検認 仮船舶国籍証書の交付	国土交通省	
別表第1	小型船舶の登録等に関する法律	(平成13年法律第102号)	小型船舶の新規登録	国土交通省又は小型船舶検査機構	
別表第1	小型船舶の登録等に関する法律	(平成13年法律第102号)	国籍証明書の交付	国土交通省	
別表第1	航空法	(昭和27年法律第231号)	航空機の登録 航空従事者技能証明 航空身体検査証明 航空機の操縦練習の許可	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	
別表第1	気象業務法	(昭和27年法律第165号)	予報業務の許可 気象予報士の登録	気象庁 気象庁	
別表第2・第3・第4・第5	公害健康被害の補償等に関する法律	(昭和48年法律第111号)	指定疾病に係る認定	同法第4条第3号の政令で定める市・都道府県知事	

別表	法律名	法令番号	法別表に掲げる事務 補償給付の支給	利用者	備考
別表第1	国家公務員法	(昭和22年法律第120号)	国家公務員採用試験の実施	同法第3項の政令で定める市 (特別区を含む)の長又は都道府県 同法第48条に規定する試験機関	
別表第1	国家公務員災害補償法	(昭和26年法律第191号)	公務上の災害に対する補償 通勤による災害に対する補償 福祉事業の実施	人事院若しくは同法第3条第1項に規 定する実施機関 人事院若しくは同法第3条第1項に規 定する実施機関 人事院若しくは同法第3条第1項に規 定する実施機関	
別表第1	防衛庁の職員の給与等に関する法律	(昭和27年法律第266号)	公務上の災害に対する補償 通勤による災害に対する補償 福祉事業の実施	防衛庁 防衛庁 防衛庁	

住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票による点検結果集計表

回答3	運用している（定められた手続が関係する職員に周知され、適切に運用されている。）
回答2	整備している（質問項目を実現する手続が文書等で定められている。）
回答1	整備していない（規程等を常備していない。質問項目について文書等で定められていない。）

集計団体数 3215 団体

※ 回答3・2・1以外に回答0（関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。）とした団体もある。

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
1	体制・規程等の整備					
1-1	セキュリティ統括責任者を任命している	2.527	57.1%	37.6%	4.7%	
1-2	システム管理者を任命している	2.538	57.8%	37.3%	4.3%	
1-3	本人確認情報管理責任者を任命している	2.346	49.3%	33.2%	15.4%	
1-4	セキュリティ責任者を任命している	2.498	56.2%	36.0%	6.9%	
1-5	セキュリティ会議を開催している	2.091	24.6%	55.9%	15.8%	
2-1	セキュリティ組織規程を作成している	2.529	63.3%	25.3%	10.8%	
2-2	アクセス管理規程を作成している	2.451	59.5%	24.2%	15.0%	
2-3	情報資産管理規程を作成している	2.409	57.3%	23.6%	17.2%	
2-4	委託管理規程を作成している	2.299	49.9%	23.4%	21.6%	
3-1	配布された操作手引書を常時参照できよう管理している	2.713	74.3%	21.9%	3.3%	
4-1	担当者に操作及びセキュリティ対策等の研修を受講させている	2.524	62.6%	23.3%	11.5%	
5-1	緊急時対応計画を整備している	2.406	57.7%	23.4%	17.7%	
5-2	庁内の緊急時連絡網を整備している	2.457	59.8%	24.8%	14.5%	
5-3	都道府県・市町村間の連絡網に登録している	2.636	70.5%	20.4%	7.8%	

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考	
2 環境及び設備	6-1 電子計算機及び磁気ディスク等を専用の部屋（重要機能室）に設置している	2.799	76.1%	7.8%	5.1%		
	7-1 入退室管理規程を作成している	2.453	53.8%	17.9%	14.7%	重要機能室「有り」 の場合に回答	
	7-2 鍵又はカードの管理責任者を定めている	2.641	62.4%	18.0%	6.6%		
	7-3 鍵又はカード等により入室者が正当な権限を保有していることを確認している	2.558	58.1%	18.8%	9.8%		
	7-4 物品の搬出入は職員が内容確認している	2.618	61.6%	17.8%	7.7%		
	7-5 入退室者を記録している	2.340	48.1%	18.2%	19.1%		
	8-1 電子計算機及び電気通信関係装置を厳重に固定し、磁気ディスク及びドキュメントを専用保管庫に施錠保管している	2.732	7.8%	1.4%	0.6%	重要機能室「無し」 の場合に回答	
	8-2 職員が不在となる時に施錠している	2.636	6.8%	1.8%	0.8%		
	8-3 入室可能な者を限定している	2.444	5.1%	2.6%	1.2%		
	9-1 端末機等を設置する事務室において、職員が不在となる時に施錠している	2.356	54.9%	13.3%	22.6%		
	9-2 事務室への入退室管理を行っている	2.163	43.3%	19.4%	28.5%		
	3 システムの管理	10-1 OSのユーザIDの管理者を決めている	2.420	61.1%	12.6%	21.2%	
		10-2 ユーザIDの所有者を明確にしている	2.395	60.5%	12.2%	22.8%	
		10-3 ユーザIDに付与された権限が明確である	2.454	63.7%	11.9%	20.2%	
		10-4 不要なユーザIDは登録していない	2.675	75.6%	9.0%	11.1%	
11-1 OSのパスワードに有効期限を設定している		1.602	17.4%	16.4%	51.4%		
11-2 OSのパスワードをマニュアルなどに記載していない		2.629	69.7%	17.0%	9.3%		
11-3 容易に推測されるパスワードを使用していない		2.486	57.5%	27.4%	10.9%		
11-4 OSのパスワードは利用者が設定している		2.206	46.8%	19.0%	27.6%		
11-5 OSのパスワードの最低桁数等の制限をしている		2.056	38.9%	20.1%	33.7%		

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
3 システムの管理	12-1 OSに対するログオン失敗履歴を記録している	1.597	18.9%	18.0%	56.6%	
	12-2 複数回パスワード入力を間違えた場合、ロックアウトするように設定している	1.785	28.7%	4.9%	45.8%	
	12-3 フォルダの共有設定を行っていない	2.806	85.8%	6.1%	6.5%	
	12-4 不要なプログラムを起動していない	2.856	88.3%	6.0%	4.0%	
	13-1 標準的にインストールされるソフトを決めている	2.591	73.9%	7.9%	16.1%	
	13-2 追加的なソフト導入ができない設定である	2.082	29.7%	44.8%	21.8%	
	13-3 インストールされたソフトについて定期的を確認している	1.919	28.2%	31.5%	35.9%	
	13-4 端末機でワープロ、表計算ソフトを使用していない	2.748	82.1%	4.9%	9.8%	
	14-1 ウイルス発見時の対処手順を定めている	2.477	56.9%	31.9%	9.8%	
	14-2 端末機からインターネットに接続できないよう制限している	2.880	87.9%	7.0%	2.3%	
	15-1 担当職員がセキュリティ設定の内容を把握している	2.472	54.7%	35.7%	8.2%	
	15-2 委託業者が行ったセキュリティに関する設定内容が適切か職員が確認している	2.434	52.5%	35.4%	10.0%	
	15-3 住基ネットの市区町村整備部分の変更時にセキュリティの設定を見直している	2.376	47.3%	31.9%	12.8%	
	15-4 セキュリティ対策に関する情報を収集し、分析を行い、必要な措置を講じている	2.339	48.4%	33.4%	15.4%	
	16-1 操作者識別カードを個人ごとに貸与し、人事異動に際しては回収している	2.605	67.1%	19.0%	9.3%	
	16-2 操作者識別カードの他者への貸与、目的以外の利用等を行っていない	2.720	76.9%	16.0%	5.8%	
	16-3 操作者識別カードの紛失・盗難時は直ちに報告している	2.668	73.5%	17.5%	7.7%	
16-4 操作者識別カードの紛失・盗難時は速やかに失効手続をとっている	2.649	72.1%	18.2%	8.2%		
16-5 操作者識別カードが適正に利用されているか検査を行っている	2.297	50.9%	23.5%	22.2%		
17-1 操作者識別カードのパスワードに有効期限を設定している	1.791	24.4%	20.4%	42.8%		
17-2 操作者識別カードのパスワードをマニュアルなどに記載していない	2.709	75.1%	17.4%	5.5%		

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
3	システム管理					
	17-3 容易に推測されるパスワードを使用していない	2.577	62.7%	29.4%	6.1%	
	17-4 操作者識別カードのパスワードは利用者が設定している	2.500	62.3%	20.1%	14.0%	
	17-5 操作者識別カードのパスワードの最低桁数等の制限をしている	2.151	42.3%	24.6%	28.0%	
	18-1 利用者の業務に必要な最低限の権限を付与している	2.730	77.7%	13.4%	6.4%	
	18-2 担当業務の変更に伴い、利用者に付与された権限の見直しを定期的に行っている	2.566	65.4%	16.3%	12.3%	
	19-1 アプリケーションの操作履歴を手エックしている	2.124	33.3%	42.0%	21.3%	
	19-2 アプリケーションの操作履歴の保管期限を設定している	2.224	43.3%	31.7%	21.6%	
	20-1 ネットワーク構成図を整備し、最新の状態に更新している	2.546	67.2%	16.5%	13.9%	
	20-2 機器等を接続する場合、責任者に報告している	2.663	73.9%	14.7%	9.1%	
	20-3 構成機器、ソフト等の台帳記録を作成している	2.199	49.1%	17.3%	29.9%	
	20-4 台帳と現況が一致することを確認している	2.211	48.7%	16.7%	28.8%	
	20-5 登録されていない機器等を使用していない	2.716	76.6%	9.5%	8.7%	
	21-1 保守内容及び点検項目を明確にしている	2.720	78.3%	13.5%	7.1%	
	21-2 保守実施内容の記録を保管している	2.717	77.5%	14.4%	6.7%	
22-1 重要機器の保守を行う場合、職員が立ち合っている	2.745	80.0%	12.0%	6.6%		
23-1 コミュニケーションサーバが存在するLANの電気通信関係装置の物理的配線状況を管理している	2.724	77.4%	13.5%	6.7%		
23-2 余分なハブ等は設置していない	2.808	83.5%	10.0%	4.4%		
24-1 電気通信関係装置のユーザ名、パスワードを適切に管理している	2.626	71.4%	17.2%	9.8%		
24-2 電気通信関係装置をラック等に設置し施設している	2.728	78.9%	11.7%	7.5%		
24-3 通信機器ラック等の鍵を適切に管理している	2.745	79.0%	12.0%	6.4%		

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
3	システム管理					
	25-1磁気ディスクの保管場所は施錠している	2.781	80.7%	10.5%	5.3%	
	25-2定められた場所に保管し関係者に周知している	2.784	80.3%	11.6%	4.6%	
	26-1磁気ディスクの複写、廃棄等の記録を作成している	2.233	43.4%	22.6%	22.7%	
	26-2データの受渡しごとに保管状況を確認している	2.410	50.0%	19.5%	15.2%	
	26-3取扱担当者が決められている	2.590	64.3%	16.3%	10.5%	
	26-4記号等により他の磁気ディスクと識別している	2.551	62.6%	13.9%	13.2%	
	27-1磁気ディスクの廃棄時は専用ソフトによる物理的消去、媒体の破壊等を実施する	2.497	54.6%	15.0%	13.3%	
	28-1設計書等のドキュメントの保管場所を施錠している	2.463	58.5%	20.3%	15.1%	
	28-2設計書等のドキュメントを定められた場所に保管し関係者に周知している	2.592	64.9%	20.8%	8.9%	
	29-1ドキュメントの複写、廃棄等の記録を作成している	1.959	28.8%	28.4%	32.5%	
	29-2ドキュメントの取扱担当者が決められている	2.381	52.3%	23.0%	17.1%	
	30-1ドキュメントの廃棄時は裁断、溶解等を実施している	2.483	55.7%	19.8%	13.0%	
	31-1必要のない本人確認情報の検索を行っていない	2.519	64.4%	20.3%	13.5%	
	31-2スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない	2.576	71.6%	10.0%	15.6%	
	31-3ディスプレイを住民に見えない位置に設置している	2.828	86.0%	7.3%	4.8%	
	31-4画面のハードコピーをとっていない	2.454	60.2%	20.6%	16.1%	
	31-5本人確認情報の入力、訂正等の際に内容を確認している	2.501	53.6%	24.3%	9.7%	
31-6大量データ出力の際に責任者の事前承認を得ている	2.631	47.3%	11.2%	6.4%		
32-1帳票の管理対象を明確にしている	2.564	54.7%	13.9%	10.2%		
32-2帳票を施錠のできる書庫等に保管している	2.599	55.7%	12.6%	9.2%		
32-3帳票の廃棄時は焼却、溶解等を実施している	2.723	61.6%	11.0%	5.3%		

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
3 システムの管理	33-1 帳票出力装置は、出力した帳票を第三者に盗取されないような場所に設置する	2.679	63.5 %	10.1 %	8.1 %	
	33-2 出力した帳票を出力装置に放置していない	2.761	65.5 %	9.0 %	5.0 %	
	34-1 障害発見時に責任者に報告を行っている	2.629	67.7 %	25.2 %	5.7 %	
	34-2 不正アクセス発見時に責任者に報告を行っている	2.638	68.5 %	24.0 %	5.8 %	
	35-1 バックアップを定期的に行っている	2.806	85.8 %	7.2 %	6.0 %	
	35-2 バックアップの実施記録簿を保管している	2.253	52.8 %	14.3 %	28.6 %	
	35-3 バックアップ媒体を別の場所に保管している	2.417	63.9 %	9.1 %	23.6 %	
	36-1 障害からの回復を行う責任者及び担当者が定められている	2.419	55.7 %	28.2 %	14.4 %	
	36-2 回復する手順が定められ、関係者に周知されている	2.319	49.9 %	29.2 %	18.7 %	
	37-1 委託先の社会的信用と能力を確認している	2.721	74.6 %	12.0 %	7.0 %	
	38-1 委託業務の範囲を明確に定めている	2.733	75.6 %	10.5 %	7.2 %	
	38-2 委託先にセキュリティ対策を実施させている	2.509	51.9 %	37.0 %	4.4 %	
	38-3 委託先から定期的にセキュリティ状況に関する報告を受けている	2.007	34.2 %	23.9 %	33.5 %	
	38-4 委託作業者の名簿を作成している	2.092	40.7 %	18.5 %	32.2 %	
	39-1 再委託を制限している	2.496	46.3 %	9.1 %	12.6 %	
	39-2 再委託時に事前申請及び承認を行っている	2.411	36.9 %	8.8 %	12.8 %	
39-3 再委託先及び再委託業務を明確にしている	2.401	35.6 %	9.4 %	12.5 %		
40-1 複数の事業者に委託する場合、作業範囲及び責任範囲を文書化している	2.345	19.0 %	8.0 %	7.2 %		
40-2 事業者間の情報交換を行っている	2.357	18.9 %	6.8 %	7.2 %		
41-1 派遣要員、非常勤職員、臨時職員等に秘密保持の誓約を行わせている	2.468	22.0 %	9.5 %	4.9 %		
41-2 セキュリティに関する指導・教育を行っている	2.414	20.2 %	10.5 %	5.3 %		

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
4	既設ネットワークとコミュニケーションサーバを物理的に分離している	2.443	28.4%	3.1%	10.0%	
	ファイアウォールにより既設ネットワークとコミュニケーションサーバを分断	2.871	80.9%	7.6%	2.0%	
	ファイアウォールの設定において既設ネットワークとコミュニケーションサーバの通信を必要最小限のサービスに制限している	2.853	80.5%	5.4%	3.9%	
	ファイアウォールのアクセスログを保存している	2.374	52.8%	22.3%	18.0%	
	ファイアウォールのアクセスログをチェックしている	2.122	35.5%	32.9%	24.2%	
	既設ネットワーク運用に関する責任体制を明確にしている	2.605	71.0%	10.9%	13.3%	
	既設ネットワークの管理者を定めている	2.601	70.4%	11.8%	13.1%	
	セキュリティ管理者を任命している	2.465	63.6%	11.4%	19.6%	
	外部ネットワークへ接続するための手続、方法を定めている	2.584	58.8%	7.5%	12.7%	
	インターネットへの接続を行っていない	2.565	60.7%	13.2%	12.1%	
	インターネットに接続する場合はファイアウォールを設置して厳重な通信制御を行っている	2.634	29.7%	7.6%	3.7%	
	庁内LANにインターネットからアクセス可能な公開サーバを設置していない	2.577	37.4%	12.3%	5.6%	
	公開サーバ等に最新のパッチを当てている	2.495	23.8%	10.4%	4.6%	
	内部ネットワークへの侵入検知の仕組みがある	2.166	21.4%	16.3%	13.0%	
	遠隔保守を行っていない	2.171	31.6%	23.6%	19.0%	
	ダイヤルアップ接続は、コールバック、発信番号確認等を行っている	2.422	39.3%	5.1%	14.5%	
既設ネットワークに電子計算機等に接続するための手続、方法を定めている	2.591	68.5%	9.4%	14.1%		
既設ネットワークの構成図を最新の状態で更新している	2.626	70.3%	10.1%	12.3%		
既設ネットワークに接続される端末の管理者を決めている	2.604	68.3%	13.8%	11.6%		
各端末の管理簿を整備している	2.175	46.6%	14.5%	30.5%		

重要

重要

重要

重要

重要

調査項目		平均値	回答3	回答2	回答1	備考
47-3	標準的にインストールされるソフトを決めている	2.466	56.8%	23.0%	13.4%	
47-4	許可されていないソフトウェアの導入を禁止している	2.533	60.6%	22.3%	10.7%	

個人情報保護法制の概要

I 個人情報保護法 (基本法制)

※ 下線部は旧法案からの変更部分

<基本法部分>

- 1 基本理念：個人情報の適正な取扱い
- 2 国等の責務、施策：政府が基本方針を作成して総合的かつ一体的に施策を推進 等

<一般法部分>

- 3 民間の個人情報取扱事業者の義務：

対象情報 一定規模以上の体系的に整理された個人情報（一定規模以上のデータベース中心）
個人情報の取扱い 利用目的の特定・公表、利用目的の範囲内での取扱い、適正取得、正確性の確保、安全確保、第三者提供の制限 等

本人関与 本人から求められた場合の開示、訂正、利用停止の義務

- 4 苦情処理：事業者・認定個人情報保護団体による自律的な苦情処理
- 5 事業者に対する監督：主務大臣による事後的なチェック（報告徴収、助言、勧告、命令）
- 6 主務大臣の権限の行使の制限：報道機関等への情報提供者に対する権限の不行使
- 7 適用除外：報道（個人を含む）、著述、学術研究、宗教、政治に係る取扱いに関して義務規定の適用を除外
- 8 報道の定義：不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて

意見又は見解を述べることを含む）

II 行政機関個人情報保護法

- 1 目的一国の行政機関における個人情報の適正な取扱い
- 2 対象機関一国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）
- 3 対象情報一電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報
- 4 個人情報の適切な取扱い
 - ・ 保有制限一利用目的の達成に必要な範囲内等
 - ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
 - ・ 利用・提供の制限一利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
 - ・ 正確性の確保一利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
 - ・ 安全確保一漏洩等防止のための措置
- 5 個人情報ファイルの適正な管理と公表
 - ・ ファイル保有に当たったの総務大臣に対する通知
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）
- 6 本人関与
 - ・ 開示請求制度一本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
 - ・ 訂正請求制度一事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
 - ・ 利用停止請求制度一不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務
- 7 不服申立て一開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務
- 8 罰則一以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則
 - ・ コンピュータ処理されている個人情報データの漏えい
 - ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用
 - ・ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集

Ⅲ 独立行政法人等個人情報保護法

- ・ 対象法人 独立行政法人、特殊法人及び認可法人であって行政機関と同様に（132法人）取り扱うべきもの（基本的に独立行政法人等情報公開法と同様）
- ・ 対象情報、取扱の規範、管理のルール、本人の関与、救済制度、罰則は行政機関法制の仕組みを基
本に、独立行政法人等の性格に適合した仕組み

Ⅳ 情報公開・個人情報保護審査会設置法

- ・ 情報公開審査会（平成13年設置）を改組
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の情報公開法制の開示決定等に関する不服申立てに関する諮問
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法制の開示、訂正、利用停止決定等の不服申立てに関する
諮問

Ⅴ 整備法

- ・ 府省設置法の改正
- ・ 登記、刑事訴訟、特許等情報の適用除外（基本的に情報公開法の適用除外に準じている）等

県内市町村における個人情報保護対策等制度化状況

(平成15年5月1日現在)

	区分	制度の有無			公布年月日	施行年月日
		条例	規則規程等	無		
1	下関市	○			H3. 3. 30	H3. 10. 1
2	宇部市	●			H12. 9. 27	H12. 10. 1
3	山口市	●			H11. 3. 25	H11. 10. 1
4	萩市		○		H11. 10. 1	H11. 10. 1
5	防府市	○			H9. 12. 25	H10. 7. 1
6	下松市		○		S60. 12. 10	S60. 12. 10
7	岩国市	●			H14. 12. 24	H15. 4. 1
8	小野田市	●			H12. 3. 28	H12. 10. 1
9	光市	●			H12. 3. 24	H12. 10. 1
10	長門市		○		H5. 4. 1	H5. 4. 1
11	柳井市	●			H13. 3. 27	H13. 10. 1
12	美祿市		○		S62. 3. 20	S62. 3. 20
13	周南市			○		
	市計	8	4	1		
1	久賀町		○		H14. 1. 11	H14. 1. 11
2	大島町		○		H14. 1. 30	H14. 2. 1
3	東和町		○		H14. 1. 29	H14. 2. 1
4	橘町		○		S59. 4. 20	S59. 4. 20
5	和木町		○		S58. 8. 1	S58. 8. 1
6	由宇町	●			H11. 6. 16	H11. 6. 16
7	玖珂町		○		H1. 4. 1	H1. 4. 1
8	本郷村			○		
9	周東町	○			H13. 4. 1	H13. 4. 1
10	錦町	○			H10. 3. 31	H10. 3. 31
11	大島町	●			H14. 3. 22	H14. 4. 1
12	美川町		○		S63. 6. 24	S63. 6. 24
13	美和町		○		H10. 3. 31	H10. 3. 31
14	上関町			○		
15	大和町	●			H15. 3. 26	H15. 10. 1
16	田布施町	●			H12. 10. 1	H13. 4. 1
17	平生町	●			H15. 3. 28	H15. 4. 1
18	徳地町	○			H2. 12. 26	H2. 12. 26
19	秋穂町		○		H5. 10. 25	H5. 11. 1
20	小郡町		○		H15. 4. 1	H15. 4. 1
21	阿知須町		○		H9. 3. 31	H9. 4. 1
22	楠町		○		H6. 11. 1	H6. 11. 1
23	山陽町	○			H4. 9. 21	H4. 9. 21
24	菊川町	●			H4. 9. 28	H4. 9. 28
25	豊田町	●			S63. 3. 30	S63. 3. 30
26	豊浦町		○		H14. 5. 27	H14. 5. 27
27	豊北町		○		H13. 2. 1	H13. 2. 1
28	美東町	○			H2. 3. 27	H2. 3. 27
29	秋芳町	●			H8. 9. 25	H8. 9. 25
30	三隅町		○		H2. 3. 30	H2. 4. 1
31	日置町		○		H9. 10. 1	H9. 10. 1
32	油谷町	○			H9. 3. 28	H9. 4. 1
33	川上村	●			H11. 9. 30	H11. 9. 30
34	阿武町		○		H2. 12. 26	H2. 12. 26
35	田万川町	○			H7. 12. 19	H7. 12. 19
36	阿東町	○			H5. 6. 30	H5. 6. 30
37	むつみ村	○			H11. 10. 1	H11. 10. 1
38	須佐町	●			H11. 9. 28	H11. 10. 1
39	旭村	○			H12. 3. 14	H12. 3. 14
40	福栄村	○			H3. 9. 20	H3. 9. 20
	町村計	21	17	2		
	市町村計	29	21	3		

※ ●：条例の対象となる個人情報について、電子的記録以外のいわゆる「マニュアル情報（例：各種台帳等）」を含むもの（マニュアル情報も対象とすべきというのが自治省の見解である。）

周南市：15年度末(2月議会)条例制定予定

○住民基本台帳法

(昭和四十二年七月二十五日)
法律 第八十一号

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

(以下平成15年8月25日施行)

第九条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(住民票の写しの交付の特例)

第十二条の二 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

2 前項の請求を受けた市町村長(以下この条において「交付地市町村長」という。)は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 第二項又は第三項の規定による通知

は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

6 前条第三項及び第五項の規定は、第一項の請求について準用する。この場合において、同条第五項中「市町村長」とあるのは、「次条第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例)

第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この条において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者が付記届出(前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の転入届(当該付記届出をした日後その者が最初に行う第二十一条第一項の規定による届出であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する付記届出に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六条において

「世帯員」という。)であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが世帯員に関する付記転出届(住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該世帯員に関する付記転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六條第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初の転入届に係る付記転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る世帯員に関する付記転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第五節 住民基本台帳カード

(住民基本台帳カードの交付)

第三十條の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、総務省令で定める。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。

6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出をする場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に返納しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他住民基本台帳カードに關し必要な事項は、政令で定める。

8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

住基カードの発行等の状況

(平成15年7月23日現在)

団体名	住基カード							住民票写しの広域交付 手数料(円)
	作成形態		条例による独自利用			手数料(円)	15年度 発行枚数 見込	
	独自	委託	15年8月 から	今後の実施 を検討	実施(検討中)の独自利用			
1 下関市	○			○	住民票自動交付、公共施設の予約等検討	500	3,000	200
2 宇部市	○			○	住民票等自動交付	500	3,000	150
3 山口市	○					500	2,000	200
4 萩市		○(民間)				500	1,000	200
5 防府市	○			○	住民票、印鑑登録証明の自動交付	500	1,000	200
6 下松市	○					500	250	200
7 岩国市	○			○	公共施設の予約等	500	2,000	200
8 小野田市	○					500	500	150
9 光市	○					500	1,000	200
10 長門市		○				500	100	200
11 柳井市	○			○	地域通貨システム	500	400	150
12 美祿市		○				500	470	150
13 周南市	○				検討委員会を設置し研究	500	1,500	200
市計	10	3		5			16,220	
1 久賀町		○				500	100	200
2 大島町		○				500	100	200
3 東和町		○				500	100	200
4 橘町		○				500	100	200
5 和木町		○				500	167	200
6 由宇町		○				500	100	150
7 玖珂町		○		○	印鑑登録証	500	250	200
8 本郷村		○				500	50	200
9 周東町		○				500	150	200
10 錦町		○				500	100	200
11 大島町		○				500	50	150
12 美川町		○				500	50	200
13 美和町		○				500	200	200
14 上関町		○				500	40	150
15 大和町		○				500	200	150
16 田布施町		○				500	280	150
17 平生町		○				500	150	150
18 徳地町		○				500	100	200
19 秋穂町		○				500	20	200
20 小郡町		○				500	300	100
21 阿知須町		○				500	200	200
22 楠町		○				500	200	150
23 山陽町		○				500	360	150
24 菊川町		○				500	20	200
25 豊田町		○				500	20	200
26 豊浦町		○				500	10	200
27 豊北町		○				500	20	200
28 美東町		○				500	250	200
29 秋芳町		○				500	170	200
30 三隅町		○				500	30	150
31 日置町		○				500	30	150
32 油谷町		○				500	100	150
33 川上村		○				500	20	250
34 阿武町		○				500	20	250
35 田万川町		○				500	20	250
36 阿東町		○				500	80	250
37 むつみ村		○				500	30	250
38 須佐町		○				500	10	250
39 旭村		○				500	50	250
40 福栄村		○				500	30	250
町村計	0	40	0	1			4,277	
合計	10	43	0	6			20,497	

※委託発行：萩市(財)ニューメディア開発協会

※人口比1.35%

その他(財)地方自治情報センター(人口3万人以下の団体について受託)

※住民票の写しの広域交付手数料：全団体系現行の交付手数料と同額

※住民基本台帳人口(15年6月末)：1,521,578人(山口県)

公的個人認証サービス制度について

1 根拠法令

第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う高度な個人認証サービスを整備するため「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(公的個人認証法)が平成14年12月13日公布された。

公布の日(平成14年12月13日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされている。

○規定内容

① 希望者に対する電子証明書の発行

希望者は、市町村の窓口で都道府県知事の発行する電子証明書の提供を受けることが可能。

② 電子証明書の失効情報の提供

電子署名と電子証明書が付された申請・届出等を受信した行政機関等(署名検証者)からの要請に対し、都道府県知事はその電子証明書が失効リストに載っているかどうかを確認。

③ 個人情報の保護

取り扱う利用者の個人情報を厳重かつ適切に保護(認証業務等に関して知り得た個人情報の他目的利用の禁止、セキュリティ対策の実施義務、厳重な守秘義務、利用者により自己の個人情報の開示・訂正及び苦情処理を保障)。

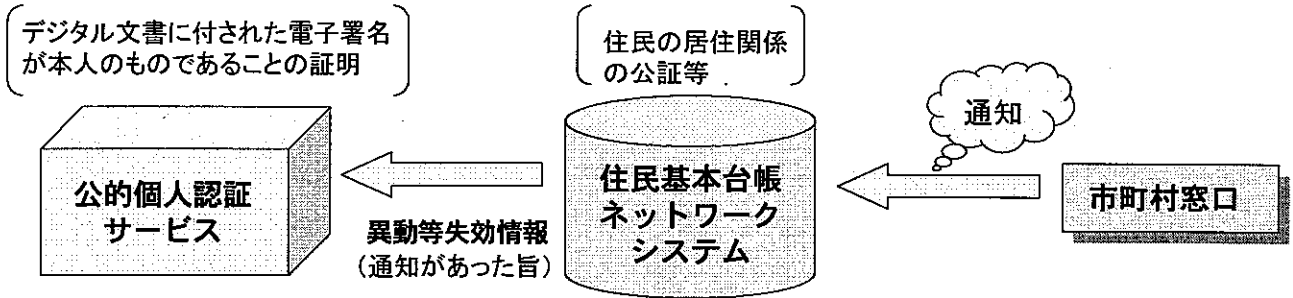
④ 指定認証機関

証明書発行・失効情報提供の業務を複数の都道府県で共同処理するため、都道府県知事は大臣の指定する者(指定認証機関)に委託することが可能。

2 整備スケジュール

平成15年2月	公的個人認証サービス都道府県協議会設立
平成15年4月～	岐阜県においてモデルシステム構築
平成15年8月～	市町村に鍵ペア生成装置等の機器整備
平成15年9月～	全国実用試験
平成15年11月	運用開始(予定)

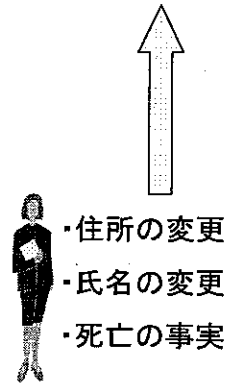
公的個人認証サービスと住民基本台帳 ネットワークシステムとの関係



※ 異動等失効情報とは、住民基本台帳法の規定による本人確認情報について、住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合における当該異動等の事実のみをいい、異動等の内容（新しい住所又は氏名等）及び住民票コードを含まない。

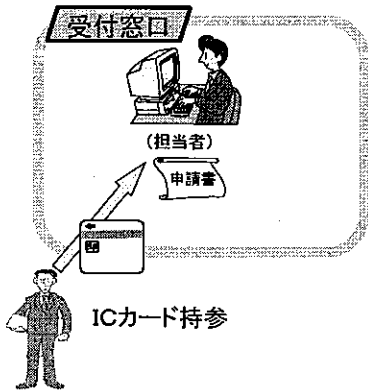
なお、この情報の提供を住民基本台帳ネットワークシステムから受けることにより、

- ①公的個人認証サービスのシステム側で、住所異動等に係る個人情報の収集をせずに適確な失効情報を作成すること、
 - ②住所等電子証明書記載事項の変更があった場合に、利用者及び市町村の担当者は、公的個人認証サービス側には申告を行う必要がなく、利用者の利便性の向上・市町村都道府県の事務の省力化に資すること、
 - ③失効情報作成の正確性が向上すること、
- 等が可能となる。



電子証明書の発行等の手続イメージ

1. 市町村役場へ行く

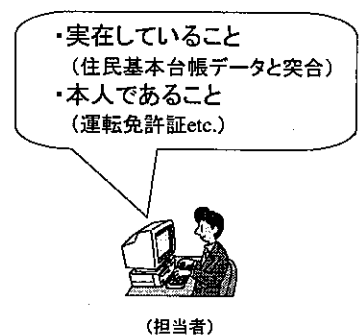


2. 受付手続 (申請書提出)

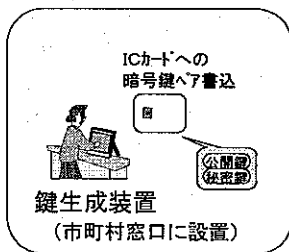
公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
ローマ字表記	sourumutaro
生年月日	昭和25年04月01日
性別	男
住所	霞ヶ関2丁目1番2号

3. 本人確認



4. 本人確認後、住民自身による鍵生成



5. 公開鍵提出



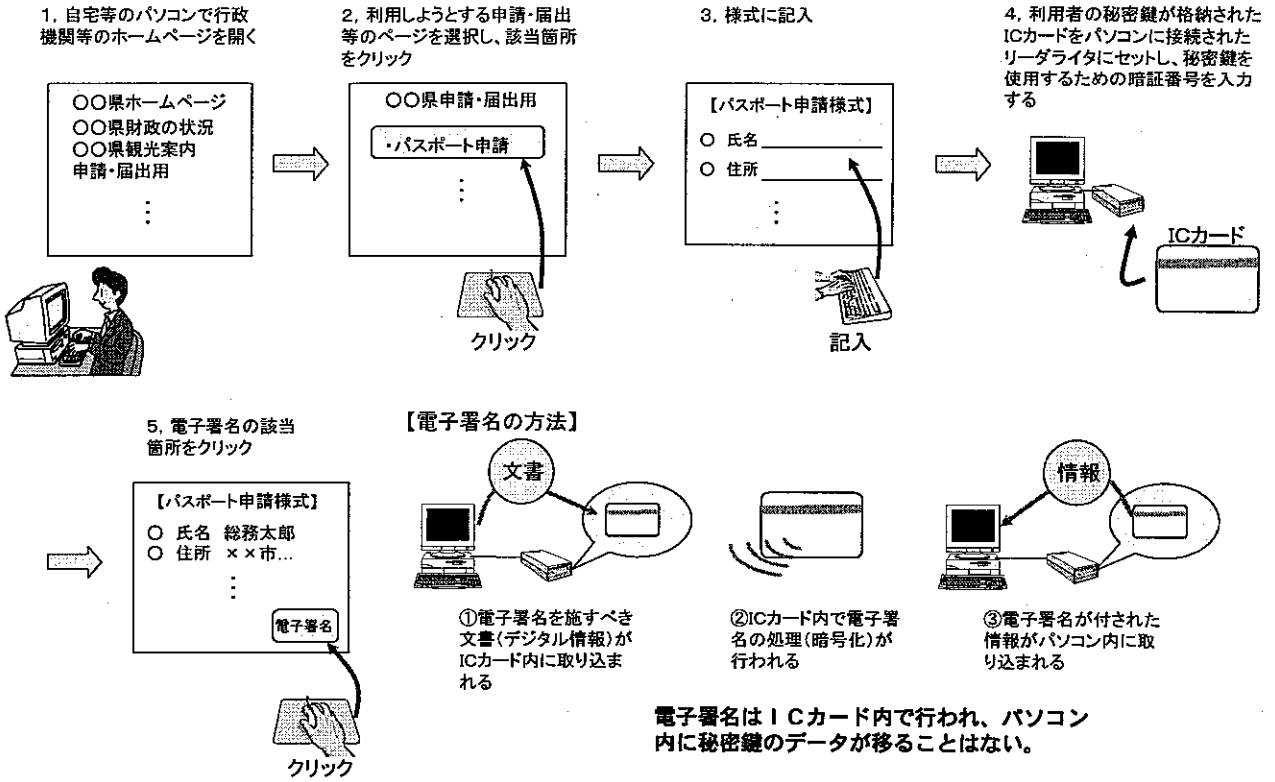
6. 証明書発行手続 都道府県知事が発行



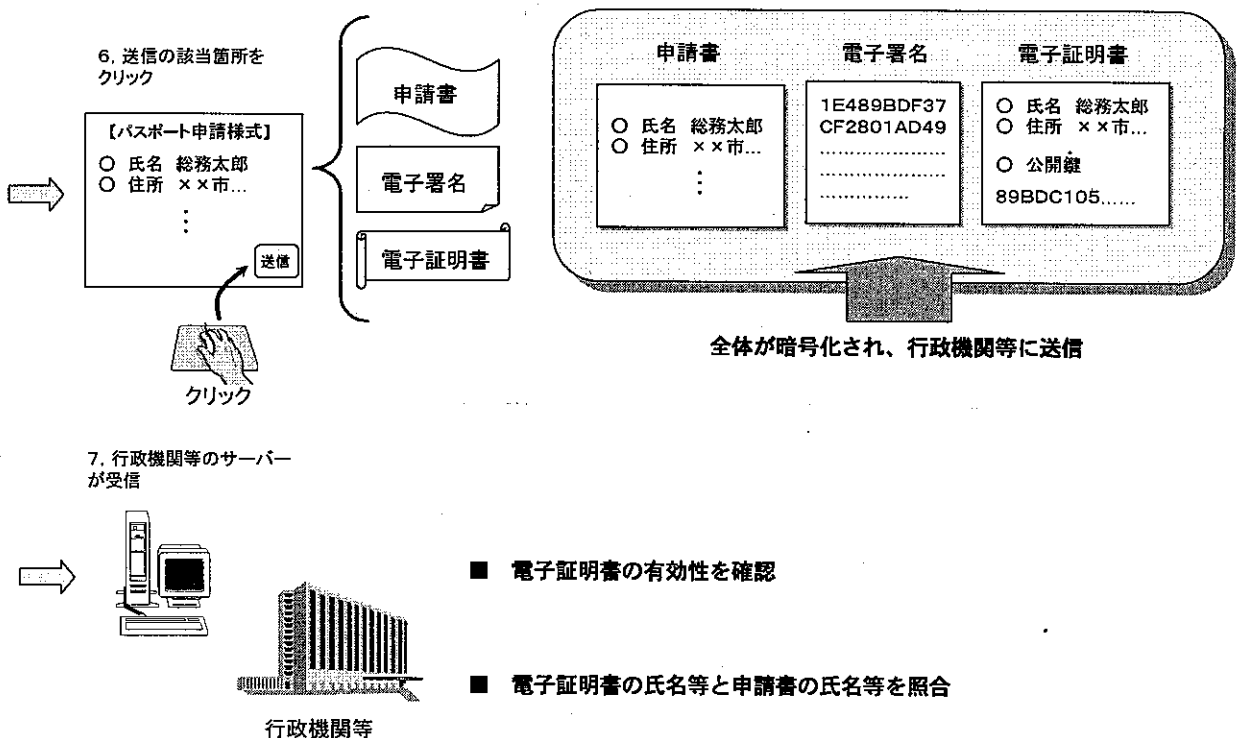
7. 証明書の交付



電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（1）



電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（2）



山口県本人確認情報保護審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九第三項の規定に基づき、山口県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

○住民基本台帳法

(昭和四十二年七月二十五日)
法律第八十一号

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の九 都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

(会議)

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。